

船舶事故調査報告書

平成30年2月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	平成29年11月25日 10時00分ごろ
発生場所	長崎県五島市相ノ浦湾 掛り先鼻灯台から真方位011° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯32° 51.7′ 東経128° 55.4′）
事故の概要	漁船 ^{なまぎ} 凧丸は、北北西進中、火災が発生した。 凧丸は、機関室等に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成29年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 凧丸、4.9トン NS3-604772（漁船登録番号）、個人所有 11.72m（Lr）×2.85m×0.89m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和60年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年1月18日 免許証交付日 平成26年1月21日 （平成32年1月19日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	操舵室及び機関室に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、五島市 ^{なる} 奈留島周辺の密漁の警戒目的で、五島市相ノ浦港を出港した。 本船は、約11ノットの対地速力で相ノ浦湾を北北西進中、機関室からシュ、シュ、シュという音がしたので、船長が主機を停止した。 船長は、平成29年11月25日10時00分ごろ白煙が操舵室左舷側床面に設置された機関室出入口の蓋 ^{ふた} の縁から漏れ出ているのを認めて同蓋を開けたところ、機関室内が確認できないほどの白煙が出てきたので、危険を感じて後部甲板に避難した後、僚船に救援を依頼した。

	<p>本船は、船長が後部甲板で、甲板員が前部甲板で避難していたところ、機関室出入口から黒煙と炎が上がったので、船長が後部甲板の海水ポンプを使用して消火しようとしたが、海水ポンプが運転できず、その後操舵室に延焼した。</p> <p>本船は、船長及び甲板員が救援に駆けつけた僚船に移乗し、他の2隻の僚船で消火が行われて概ね火災が収まった後、僚船にえい航されて帰港し、その後消防車によって消火が行われ、鎮火した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の焼損状況、写真2 操舵区画内の焼損状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船首側から、魚倉が設けられた前部甲板、船首側が船室、船尾側が操舵室となった操舵区画、船倉が設けられた後部甲板に、また、操舵区画の下が機関室になっていた。</p> <p>本船は、操舵室及び機関室左舷船尾付近が激しく焼損し、機関室の木製天井部も船尾側の表面が炭化し、また、主機も船尾側の一部が焼損していた。</p> <p>本船は、機関室船尾部付近の天井に両舷側へ渡り、左舷側に設置された計器用バッテリーから船尾側に設置されたビルジポンプ及び操舵室右舷側に設置された計器用配電盤に至る電気配線及び右舷側に設置された集魚灯用の安定器から船室左舷側に設置された集魚灯用配電盤に至る電気配線がそれぞれ敷設されていた。</p> <p>本船は、平成22年3月ごろに中古で購入されたものであり、購入時から本事故発生時まで電気配線の点検が行われておらず、また、購入以前の電気配線の点検状況も不明であった。</p> <p>船長は、機関室出入口から白煙が漏れ出しているのを初認した際、ビニールの燃えるような臭気を感じた。</p> <p>本船は、持運び式消火器を備え付けていなかった。</p> <p>船長は、出港前に主機の冷却水及び潤滑油の量、ビルジの状況等の点検を行ったが、異常を認めなかった。</p> <p>(写真1 本船の焼損状況、写真2 操舵区画内の焼損状況、写真3 機関室左舷船尾部付近の焼損状況、写真4 機関室左舷側の焼損状況 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、相ノ浦湾を北北西進中、機関室左舷船尾部付近から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、機関室船尾部付近の天井に電気配線が敷設されており、また、船長が機関室出入口から白煙が漏れ出しているのを初認した際、ビニールの燃えるような臭気を感じていることから、同電気配線</p>

	が短絡等して出火した可能性があると考えられるが、出火した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、相ノ浦湾を北北西進中、機関室左舷船尾部付近から出火したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持運び式消火器を備え付けておくこと。 ・ 専門業者等による定期的な電気配線の点検を行うことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

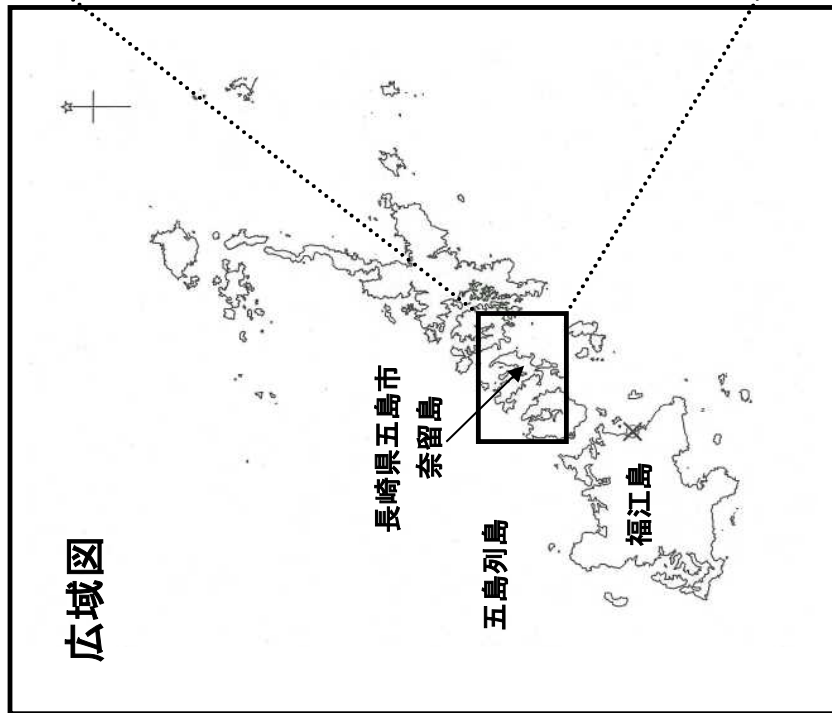
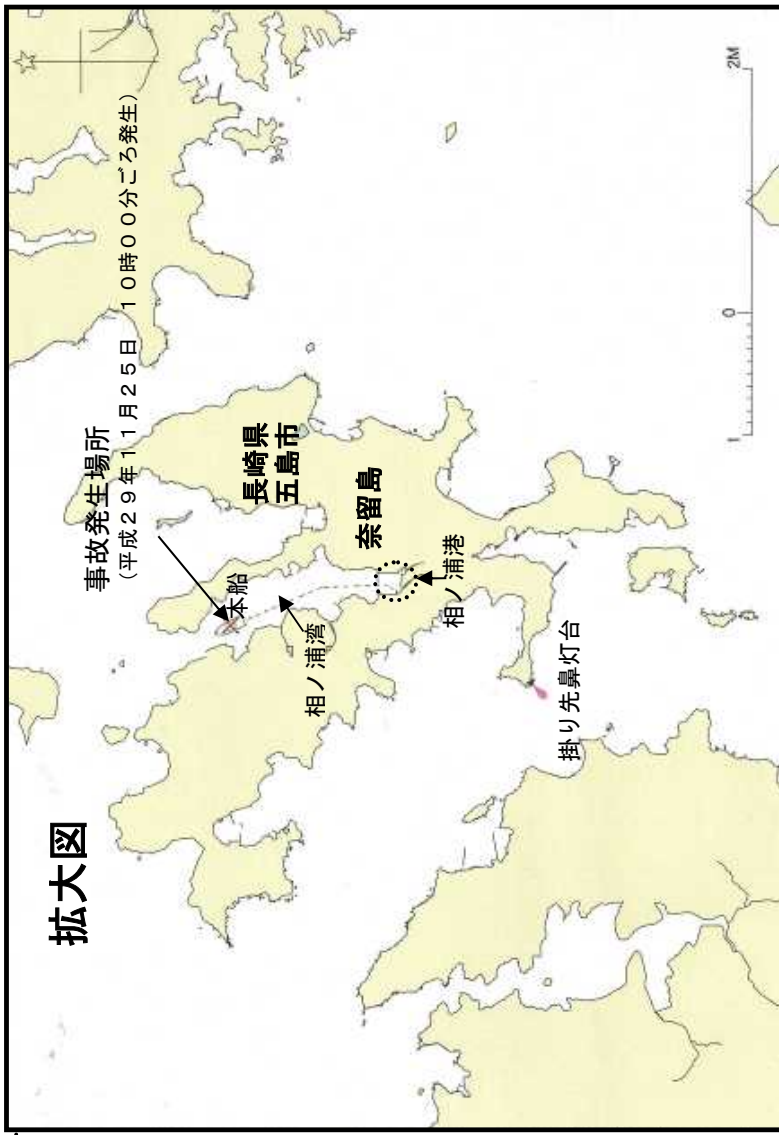


写真1 本船の焼損状況



写真2 操舵区画内の焼損状況

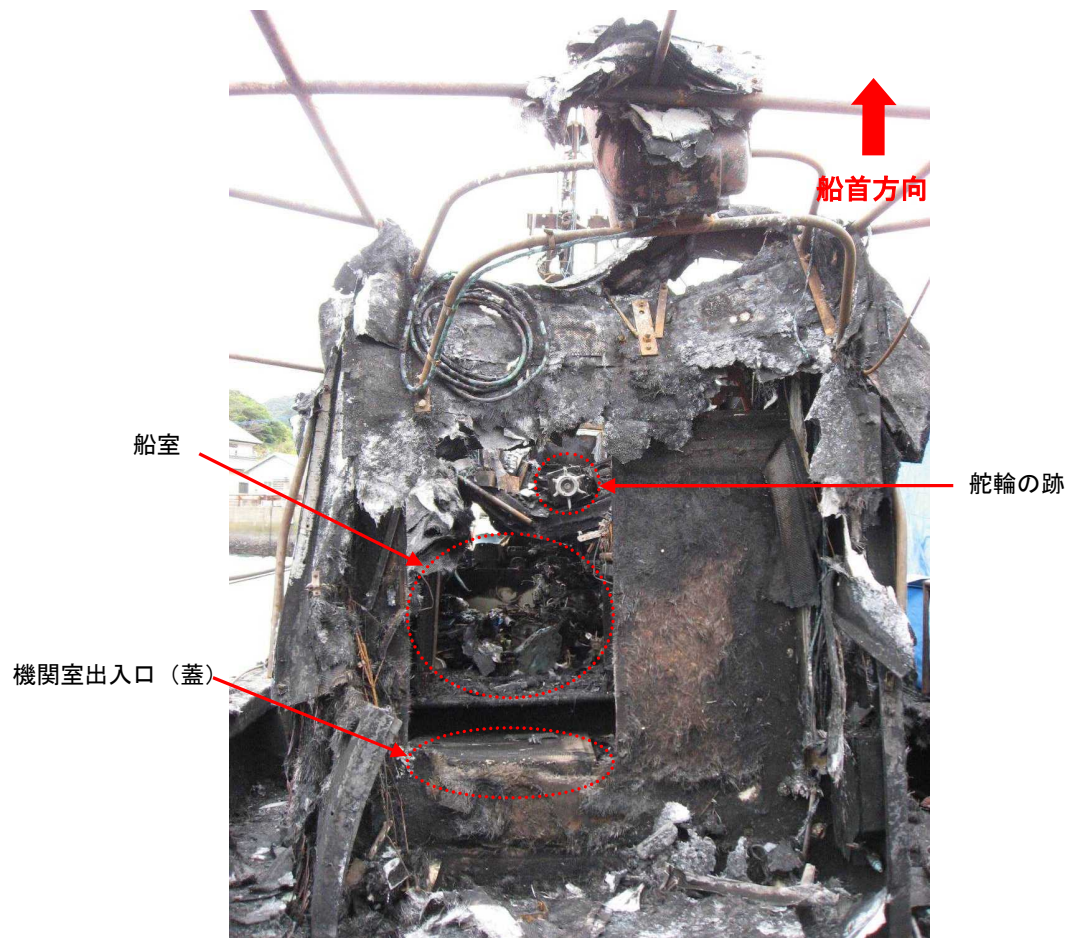


写真3 機関室左舷船尾部付近の焼損状況

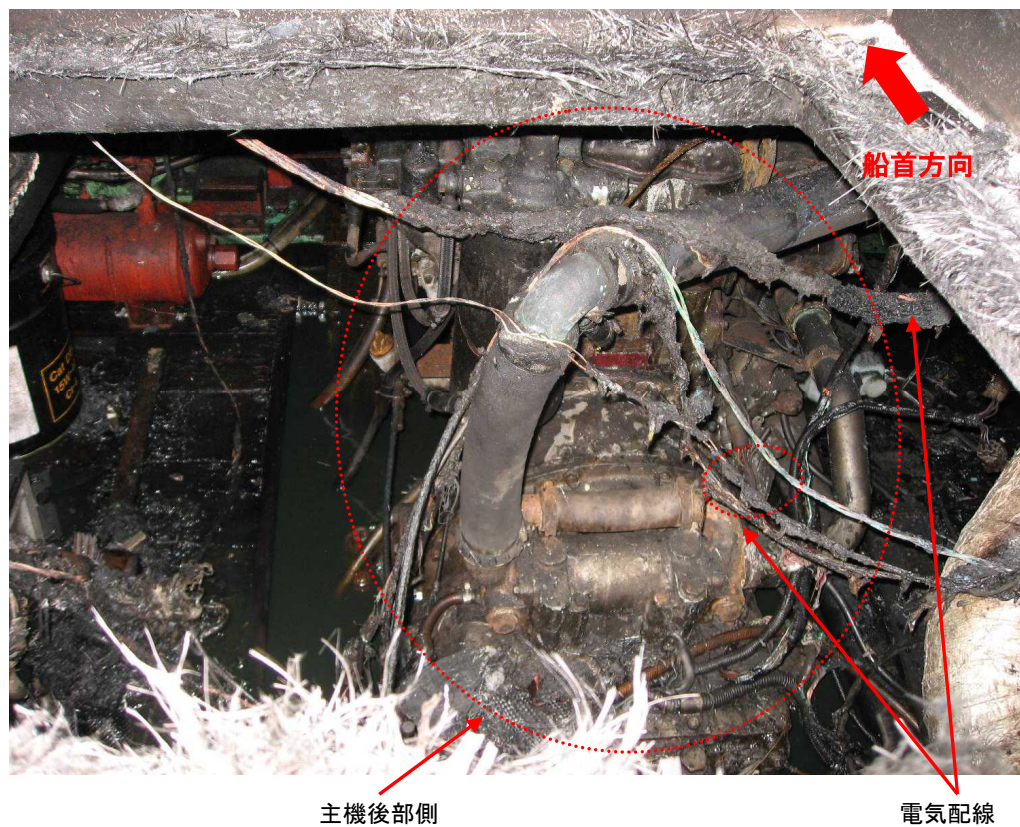


写真4 機関室左舷側の焼損状況

